

行政刷新会議ワーキングチーム
「事業仕分け」第3WG

日 時：平成21年11月24日（火）3時16分～3時50分

事業番号：3-47

項目名：鳥獣被害防止総合対策事業

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：中村進行役

評価者：田嶋衆議院議員、蓮舫衆議院議員、舟山農林水産大臣政務官

赤井評価者、小幡評価者、金田評価者、伊永評価者、永久評価者、橋本評価者、
原田評価者、速水評価者、南評価者、山内評価者、吉田評価者

説明者：農林水産省 本川生産局長、小栗生産局審議官、針原総括審議官、雨宮生産局
農業生産支援課長

財務省 谷内主計局主計官

○中村進行役 それでは、休みなしで恐縮でございますが、30分コマでございますので、引き続き3-47の事業に進ませてもらいたいと思います。「鳥獣被害防止総合対策事業」でございます。説明の方を続いてよろしくお願いたします。

○説明者（農林水産省） 47番、「鳥獣被害防止総合対策事業」であります。

イノシシやシカなどの鳥獣の被害は、全国で毎年約200億円程度となっておりますけれども、近年、深刻になり、かつ非常に範囲が広がってきております。その理由は、1つは、温暖化に伴って積雪が減少する。これに伴って生育域が非常に広域化しているとか、あるいはえさ場とか隠れ場となる耕作放棄地が増えている。あるいは、高齢化によってハンター、狩猟者の方々が減っているなど、地域の事情によって様々であります。

いずれにいたしましても、収穫目前の被害は営農意欲を失わせ、耕作放棄にもつながっておりまして、被害額にあらわれる以上に地域における事態は深刻な状況になっております。もはや、地域の農業に関わる問題にとどまらず、地域社会の存続だとか、あるいは食糧生産全体に対する脅威となりつつあると認識しております。

こうした深刻な状況を背景にいたしまして、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されまして、この法律では、市町村が被害防止計画を策定し、これを様々な方面から支援するという仕組みになっておりまして、国も必要な財政上の措置を講ずるものとする規定されているわけでありまして、これを受けまして、本事業は市町村の被害防止計画に即した取組みを、ソフト事業とハード事業の両面から総合的に支援するものでありまして、鳥獣被害の防止を目的とする唯一の国の事業ということになっております。

まず、ソフト事業につきましては、国が直接公募により事業を選定しまして、事業主体に選ばれた地域協議会に対しまして国から直接資金を交付して、先ほど申し上げたような地域の様々な状況に応じてわなを導入するとか、あるいは狩猟免許を取るための講習会を開催するとか、鳥獣を追い払うような活動をするとか、地域の実態に合った様々な取組みに支援ができるような仕組みになっております。

それと、ハード事業につきましても同じく公募で選定いたしまして、市町村を經由して施設を作るための資金を交付しまして、鳥獣を侵入させないための防護柵を設けるとか、

あるいはハンターがとった鳥獣の肉を加工するための処理・加工の施設も支援できる仕組みになっております。

なお、効果的な鳥獣被害防止のためには、地域ぐるみで取り組むことが必要でございますので、市町村あるいは地域の住民の方々も入った、実施主体は地域協議会で実施している状況になっております。説明は以上であります。

○中村進行役 では、主計局の方からお願いします。

○説明者（財務省） 98 ページ、お願いいたします。

先ほど局長から御説明ありましたように、この事業につきましては、一番下の参考 2 にございますように、法律の第 8 条におきまして、国及び都道府県は、地方交付税交付制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするということを受けまして、20 年度からこういう事業が予算計上されているところでございますけれども、まさにこれにつきましては、国・都道府県・市町村がどういう形でこういう鳥獣被害防止総合対策をやっていくかということが論点になろうかと思えます。

先ほど局長からありましたように、推進事業、1 地区 200 万円を 300 地区、400 地区まくことが本当に国のやるべき支援なのかどうか。鳥獣被害でございますので、そもそも県境とか市町村境は、もともと関係ない世界であるところが大きい状況でございますので、広いエリアの中で何をすべきかということで、国が本来やるべきことがあるのではないかという問題意識を我々は持っているところでございまして、そういうところが論点になるかと思えます。以上でございます。

○中村進行役 それでは、論点をお願いします。

○田嶋衆議院議員 深刻な被害状況だということは大変よくわかります。あと、鳥獣が県境を意識して生活しているわけではないということも、勿論前提の上で、国がどういう役割を補完的にとるべきかということを中心に御議論いただきたいと思えます。お願いします。

○中村進行役 それでは、御質問等いただければと思えます。

○吉田評価者 私が農場を保有している地区も、イノシシ、猿、シカ、アライグマと全部そろっています。基本的には、果菜類が大変な被害を受けています。その中で、この事業等でやっているようなことは、当然地元でもやっていて、小手先の対策だとわかりながらもやらざるを得ないというのが現実の状況です。

1 つ、別にこの農水省に限った話ではなく、国が基本指針をつくって、その中で市町村なり都道府県が事業計画を作る。基本指針に示された方針に従って事業計画をつくって、それに対して国なり、市町村がやる場合は都道府県が必要な財政措置をする。一つのスキームとしては、よくあるパターンですね。よく似た鳥獣保護法もこのスキームです。

ただ、地方分権の論点からいくと、1 点質問なのですが、このスキームを組むということは基本的に市町村の仕事。ただし、都道府県や国がそれを支援する必要があるという考え方だと思いますが、どうですかということが 1 点です。

あと、地方分権の議論の流れの中で、これは政治判断になると思いますが、基本的にそういうスキームを組んで、市町村なり自治体が本来の主体であると認知されているのであれば、補助金という制度ではなくて、財源移譲という制度を本来とるべきではないかと思いますが、それはちょっと政治決断の話だと思います。

2点目は、現場ではこういう作業もしながら、先ほども話に出ましたけれども、うちの方も高齢化していて、標高 200m ぐらいのところはかなり広域の柵をつくったのですが、柵を作っている作業の方がけがをしたり、結構大変な作業になっています。その中で現場の切実な声として、より抜本的な対策というものはないものか。非常に難しいのはわかっているのですが、環境省と農水省等と一緒に、とても自治体では無理なので、国で抜本的な対策がとれないのか。これは長期に係る非常に難しい問題だと思いますが、その点について何かお考えをお持ちかどうか。

3点目に・・・

○中村進行役 一たん切っていただけますか。では、お願いいたします。

○説明者（農林水産省） 最初のだれがやるべきなのかということではありますが、この法律におきましても被害防止計画というのは市町村がつけられて、それを各方面から支援するというようになっております。基本的には、市町村の農業振興なりを図っていかれる立場の市町村が中心になっておやりになるというのが法律の考え方だろうと思います。

ただ、私どもも地方に行きまして、国もきちんと支援してほしいという非常に強い切実な声がございますし、法律ができてからということもございますので、当初の段階において、私ども、たった 200 万円でありますけれども、お渡しすることによって、地域で話し合いをして、そういう端緒ができてくるという支援措置を講じているところでございます。

第2点目につきましては、この法律にも、国の役割として地方交付税の措置、その他財政上の措置を講ずるということがございます。やはり軌道に乗って、市町村で広く実施できる体制が整ってくるということであれば、まさにおっしゃるようなことになるかもしれません。まさに政治的な御判断も含めての御検討だろうと思います。

3点目は。

○吉田評価者 抜本的な方策を何か検討されていますか。

○説明者（農林水産省） 私どももこの事務をやり出して、ここにいるメンバーはずっと悩んでいるわけですが、地方に行って抜本的な対策をと言われて、本当に頭を抱えているのが正直なところです。ここでさくを作っても、別のところに出てくるとか、封じ込めという形で完全にさくで囲ってしまう以外は、あるいは環境省との関係で相当数を駆除できるか、そういうこと以外は抜本的なというのはなかなか難しゅうございます。地域段階でどうしても工夫いただきながら御努力いただくことが中心になろうかと思えます。

○吉田評価者 あと1点だけ。

○中村進行役 抜本的な対策の関係ですか。では、追加でお願いします。

○吉田評価者 抜本的な対策の部分で、1つは、今、環境省と言ったのは、鳥獣保護地区

の指定というのは、環境省の同じようなスキームで都道府県知事の権限になっています。その鳥獣保護区との整合性をとると指針にも載っていますが、その中で先ほどの林業の方の整備と、もう一つは鳥獣保護区の整備との関連で何か考えていけないのかというのが1点目。要するに、動物の生態を考えて、森林が荒れているということが逆に原因になっているのではないかと。であれば、一緒にやらざるを得ないだろう。

もう一つは、と畜場法と家畜衛生法の問題があって、シカとかに関しては今のところ家畜になっていない。これを産業利用をしている部分が当然あるのですが、これを法的に整備していけば、ある程度民間の方の主体的な動きとしてシカ対策等が進むのではないかと。という部分もあると思いますが、その辺について何か検討されているのか、2点。

○説明者（農林水産省） 前者でございますけれども、鳥獣保護行政との兼ね合いをどうとっていくかということ。私ども農業サイドから言えば、駆除をできるだけしていただきたいというのが正直なところでありますけれども、それはやはり環境省の鳥獣保護行政との関係で駆除し尽くすということではできないわけでありまして。それはまさに森林が荒れているということも影響いたしますし、我々行政であれば、耕作放棄地が増えていることも一つの大きな要因。地域での御発想を基点にしながら、一括して同時進行で片付けていかなければいけない問題だと思っております。

それから、と畜場法等の問題でございますけれども、今の段階では小規模な食肉処理施設をどのように整備して、ただ病害虫とか雑菌を持ったりしておりますから、その処理方法をどうするかということから、まずはジビエという狩猟動物のフランス料理で使うと非常に高価だそうでございますが、そういう草の根を少し大きくしていく。それから、と畜場なりの段階に進んでいくということではないかと思っております。

○橋本評価者 さっきの方と重なるので、ちょっと失礼しようかと思ったのですが、実際、鳥獣害対策というものが、この事業そのものは新しい形になっているけれども、長い期間おやりいただいてきて、現場の方にもおりてきていますのですけれども、流れが全体が丸投げ。予算を組む、予算は出した、受けた。では、こういう事業を組みましようと思った。最後は、こちらの地域だと猟友会の方にぽんと丸投げで、それで実際これだけ長い期間、対策事業をしながら減ったり、防除できたのかといえ、むしろ実態は逆の方向にあるようです。この事態を一番統括的に国の方で見ていただいている農水省は、どういうことだと御理解いただいているのか、お願いしたい。

○説明者（農林水産省） 丸投げという形になっているとすれば、申しわけございません。私ども、もう少し現場まで目が届くようにやりたいと思っております。

ただ、現状を申し上げますと、この法律で都道府県知事の狩猟許可の権限が市町村にしております。市町村において、ハンターの方に駆除してもらおうにも、そのハンターの方自体が不足しているのが全国の状況でございます。そういうところにも免許取得のための支援とか、そういうきめ細かな対応をこれからはしてまいりたいと思っております。丸投げというのは申しわけございません。できるだけそのようなことのないように注意して取組み

たいと思います。

○速水評価者　これが出てきて免許制度が変わりましたね。私自身は、山の連中に取りように命令して、みんな免許を取れるようにさせました。私自身は環境省の野生生物の保護の方の委員をずっとやっているのですけれども、その中に特別鳥獣保護管理計画というものがございます。これは、かなりしっかりやっている県と名前だけ付けている県があって、しっかりやっている県は確実に成果が出ているはずです。それと、この事業をどうしっかりリンクさせているかということが非常に勝負だと思います。

環境省の野生生物委員の私の立場としては、環境省は決して捕るなどとは言っていません。保護管理計画というのは、実は適正までともかく下げろ、特にシカに関しては、学者も含めて完全に異常な発生だと。哺乳動物の発生率としては異常過ぎるから、ともかく下げろというのは、これは環境省も農水省も一緒だと思います。そういう意味では、どうリンクをとるかという問題。

もう一つ、有害鳥獣の駆除があります。これは猟期以外でも撃てる。あの制度が、例えば猟友会の方の、ある意味ではシーズンオフの楽しみになっている部分もはっきり言えば結構あります。そこをよりこういうものとリンクさせた制度にするために、猟友会の方々の指導というのは非常に大事だと思います。その辺をどうされているかをちょっとお聞きしたいと思います。

○説明者（農林水産省）　生産局審議官でございます。

特定鳥獣保護管理計画制度ができてから、まさに環境サイドも、増え過ぎた動物については適正に管理していきたいということで、熊は例外でございますけれども、熊以外の主要な哺乳類については減らす方向の計画を作っていただいていると考えております。特に、シカは草がある限りは増えていく。日本のように、シカを捕食する者がハンターしかいないところにおきましては、保護管理計画に連動して鳥獣被害対策をしていくことが大事だと思っております。

また、ハンティング自体は趣味の世界でありますので、必ずしも鳥獣被害、保護、低減を目的としているわけではありませんけれども、現場の協議会には必ずハンターにも入っていただいて、鳥獣被害を減らすにはどうしたらいいかということで、必ず猟友会とも連携をとりながら進めているところでございます。

それから、先ほど丸投げではないかという話がありましたけれども、全国的にも森の専門家とか、動物生態の専門家とか大学等研究機関の知見者がおりますので、鳥獣被害について、特に全国的な知見がございませんので、そういう数少ない学識経験者をアドバイザーとして組織いたしまして、各地域が計画を作るなり事業実施する場合には、アドバイザーとして派遣するという仕組みもとっているところでございます。

○舟山農林水産大臣政務官　すみません、政務官という立場より、実はこの法律の作成に私も関わりましたので、その観点から、先ほど吉田さんの質問も含めて、環境省との関係を若干補足させていただきたいと思います。

これは、環境省と密接な連携の中で、一定程度頭数管理をしつつ、それ以上増えた場合にはどうするのか。皆殺しがいいのかということ、そうでもない。おりてこないために里地・里山をしっかりと保全すること、それから耕作放棄地をなくすこと、一定の頭数管理をすることがかなり密接に連携していかなければいけないという前提で、当初の法律案の中では、出てきたら殺してしまえという色合いが強かったのですけれども、そこを若干薄めて適切な管理をしていこう、そこは環境省と連携をとっていかなければいけないと思っておりますし、ただ、農作物との関係とすれば、出てきたものをどう防止していくのかという観点で、今、省としては事業を組んでいるというすみ分けになっておりまして、そこは今後、動物の管理をどうするのかというところは、更にきちんと連携していかなければいけないと思っています。

○山内評価者 基本的に今回、農水省がこの事業のメニューをつくられたということについては、地域からすると、中身は別にして、思いが届いたということで非常にありがたいという思いは率直にございます。

ただ、メニューで、農水省としてこういった鳥獣害対策に臨むに当たって一番お願いしたいことは、猿は猿対策のプロが育っている地域があるのです。シカはシカ対策でおるのです。そういう具体的な成功事例と実際にやった人間を交えた具体的な対処法みたいなものを、この推進事業という中で取り上げていただくことで具体的にそれを全国的に広げていただくことを是非お願いしたいというのが1つです。

それから、駆除した後の加工処理施設を作っても、売り物にまでなかなか加工ができないのが現状です。特にシカなどは、たくさん虫がわいて、それを生で食べたら一発で3日間寝ていなければいけないという事態が常々、火を通せば何とかなるのですけれども、そうした商品上の加工的な意味合い。更に、それを循環的に再利用できるノウハウというか、仕組みというものを、民間も含めて是非御提供いただけるようなことで関わっていただくのが、国としての本来の一番いい在り方ではないかと思っていますので、その辺お願いします。

○説明者（農林水産省） 1点目につきましては、先ほど申し上げましたが、地域協議会という方式をつくって、そういう専門家等に入っていただく。どこが窓口だということではなくて、地域で必ず専門家の方も入れて取組んでいただくという仕組みにいたしております。

それから、後の肉の利用でございますけれども、おっしゃるように、それをどのようにやって、レストランなり加工業者の方のところまで持っていくかというのが課題であります。その点については、幾つか知見が積み重なってまいりましたので、来年度、肉取り扱いについての全国的な検討をしてマニュアルをつくってお示ししたいと思っております。そういうことで、何とかジビエブームに乗っていけるようにしたいと思っております。

○中村進行役 先ほどとりまとめ役の方から論点についてコメントの中で、国の役割、地方の役割ということで出ました。今、国の役割の方が話のほとんどになっておりますので、

ちょっと確認したいのですが、ここで都道府県というものが制度の枠の中に入っていない。地域協議会という形になっているのですが、都道府県が明確に事業の枠組みに入っていないというのは、何か理由があつてのことなのでしょうか。それだけ、どういう理由でそういう形になっているのかだけ確認させてください。

○説明者（農林水産省） これは先ほどの法律、特別措置法が、市町村が計画をつくって、そこに対して国・都道府県が支援するという仕組みになっておりますので、市町村段階の地域協議会というものを直接対象にしているということでございます。

○田嶋衆議院議員 数字をちょっと教えていただきたいのですが、30億円掛けるということですけども、今、農作物被害が200億円ということですが、年間ということですか。

○説明者（農林水産省） そうです。

○田嶋衆議院議員 このぐらいのお金を掛けて、そういう被害がどれぐらいになるというシミュレーションみたいなものはございますか。あるいは、これまで過去に幾ら使ってきて、どのぐらいの被害を抑えてきたかという定量的な評価は行われていますでしょうか。

○説明者（農林水産省） 例えば北海道のある市町村でエゾシカ対策用に70キロメートルの防止柵を3,000万円の費用で整備したという事例からいって、水稻などへの被害の軽減効果が8年間にわたって大体5,500万円見込まれる。したがって、投資効率は1.84という計算、成果を得ているという報告を受けております。これが事例でございます。

○蓮舫参議院議員 ごめんなさい、国としてどこまで支援していくかという部分がちょっと混合しているような気がして、恐らく現地、市町村にとって、こういう部分で実績を見ても、いわゆる施設整備、ネットとかハードのものにお金が相当掛かりますから、使い勝手のいい国の支援、こういう補助というのは私はあつていいと思います。

ただ、下草刈りとか捕獲鳥獣食肉利用管理マニュアルとか、様々な細かい部分、この22年度要求、1地区1,000万円、そういう小さなところはすみ分けて、都道府県であり、市町村であり、そちらに特化していただいて、施設、ハード、つまり一つの施設支援の単価が大きいものに対しては、国で補助していくという考えはないのでしょうか。

○説明者（農林水産省） 私ども、1つの考え方はそれだろうと思っております。ただ、施設のような大きいものについて私どもが支援申し上げるといのはあれですけども、現場に行くとか何か助けてくれ、施設を作る財政はないけれども、国も何かしてくれという非常に強い要望がありまして、この法律の当初段階でこういう支援をさせていただいているということでございます。

○蓮舫参議院議員 当然だと思います。現場のどうしようもないぐらいの鳥獣被害で、何をやっていいのか、どこから手を付けていいのか、1つ知恵があつても、更にまた新たな課題が出てくるという追いかけっこで現場は大変だと思います。だからこそ、国としては、ここまでの線引きはしっかりと毎年予算を獲得して対応していく。だけれども、それ以外は地域地域ですみ分けていただいて、成功例があつたら、それを普及していく。まさにそういうところはモデル事業的なものをすみ分けていく方がいいのではないのでしょうか。

○赤井評価者 その関連で、国、都道府県、市町村の役割分担がよくわかっていないのですけれども、まず1つ目の質問は、市町村を越える被害もたくさんあると思いますけれども、その割合とか都道府県を越える割合。国というのは、全体に関わるようなものとかナショナルミニマムだと思いますけれども、その割合がどういう分布になっているのか。

確かに市町村に行くとは何かしてくれというのはわかるのですけれども、その被害が都道府県を越えないような、大体都道府県内でおさまるような被害であれば、都道府県に本来お願いして、都道府県が責任を持って行う。当然財政状況が厳しいというのはあると思いますけれども、その財政というところを省けば、国よりは都道府県の方が現地のことがわかるし、その中で完結する問題であれば、その方が望ましいと思いますけれども、実際都道府県がそれほどというのは、どういう関係なのでしょう。

○説明者（農林水産省） 先ほども申し上げましたが、地域の被害防止は市町村のお役目だと思います。地域の農業の現状と、どこにどのように被害が出ているかということ判断できるのは市町村だと思います。ですから、その市町村のやられることを、どのような形で国なり都道府県が支援するか。都道府県が実施主体となるのは、余り適切ではないのではないかと私どもも考えております。

○赤井評価者 市町村でできないものは財政上の理由ということになりますか。理論的には市町村の中に完結していれば。

○説明者（農林水産省） 役割分担ということで申し上げれば、市町村が今、どういう財政負担をしているかということ、1頭駆除したら何万円という形で、直接的な狩猟に対してお金を出しています。これが、狩猟期間にはなかなか駆除しなくて、狩猟期間以外のお金がもらえるときに駆除するというちょっと逆の効果が出ているのですけれども、市町村はそういう直接的な駆除に対して支援しています。

○赤井評価者 市町村の中で完結する問題ではないと思います。市町村が本来やるべきであれば、それができないから国が補助するというのは、過渡的にはいいと思いますけれども、本来、市町村で責任を持って駆除するような体制を整えていく財源措置もそうですけれども、できていないのは、市町村のねらいが間違っているのか、あと財源が足りないのか、そういうふうになっていくと思いますけれども、そこはいかがですか。

○説明者（農林水産省） 最前線の現場で、他で起こることを考えながら駆除はできないです。市町村は市町村で対症療法するしかないのです。そこでふさいだ穴で、ほかに出てくるとすれば、またその市町村がやるしかないというのが現状です。

ただ、それを都道府県がこことこの穴をふさげば全部うまくいくという計画を立てて取組もうとすれば、居住区域というか、住んでいる区域を全部柵で囲う以外には効果的なやり方はないということであろうと。

○中村進行役 もう少し大きな制度枠のお話だと思います。例えば頭数管理の環境省との関係の話にもつながってきますが、それは都道府県ごとに実情が違えば、例えば都道府県の条例に委任することによって、全体として都道府県がそういう頭数管理を含めて

農業生産とのバランスをどう保っていくかというのは、都道府県がきちっと考えるというスキームに移らないと、都道府県の責任主体の明確さが出てこないだろうというお話だと思いますが。

○山内評価者 その件について、非常に時代に逆行するかもわからないけれども、今回の鳥獣害については、国の動きの方がよほど敏感で早かったと私は思う。逆にいえば、県は県としての役割をきちっと果たしていこうという市町村との関係が明確にできていないから、こういうことが出てきたのかなという背景もわかるのだけれども、本来の議論としては、おっしゃるとおりなのです、我々がやりますということを言いたい、でも、お金がないからという部分もあるけれども、私、今回のこの事業については、地方というものの置かれている状況に対して、非常に敏感に国が反応してくれたということで非常に高く評価しているのです。こういう部分でもっと。

○赤井評価者 地域でできないというのは、予算的にできない。

○山内評価者 そういうことです。

○赤井評価者 ノウハウがないということですか。予算があればできるということでしょうか。

○山内評価者 そうです。

○田嶋衆議院議員 これは、被害が出てしまったところに対しては、何らかの経済的な救済する施策というのはあるのですか。保険というか。つまり、これは柵ができて、来なくなったところはいいですがけれども、もう被害が出てしまったところが耕作放棄に向かうのをどう食いとめるかということところは、事後的に経済救済してあげなければいけないと思いますが、そういうものは何で。

○説明者（農林水産省） この後でまた御論議いただくと思いますが、農業共済事業はそういうものを救っていく事業でございます。

○吉田評価者 単純に地方か国かという議論ではないのですね。地方が苦しいから、何でも国でやってあげているという意味でもないのです。基本的には、今回、特措法があるというのが大前提の議論なので、これはこれでいいと思いますが、同じ目的達成のためにも国と地方の役割というのは両方あると思う。だから、特措法の見直しも多分必要になってくるでしょうけれども、基本的には現場に近い我々からしたら、こういう弥縫的な対策は地方でやらざるを得ないと思いますが、財源移譲とか財源措置があれば勿論ありがたい。

ただし、頭数管理の問題、確かに都道府県知事というのはありますが、先ほど言ったように、専門家とか猟師の数が限られています。だから、国全体で動かさないといけない、調整しないといけない仕事はどうしても残りますから。しかも森林全体の管理の問題も含めていくということであれば、この辺は国がしかとやるべきだと思います。ただし、それは、私は国が直接執行でやることをもっと考えるべきだと思います。補助金とかマニュアルではなくて。

○橋本評価者 鳥獣害に関する一番の防除策は、ちょっと突拍子もない話かもしれないけ

れども、お米が1俵5万円すればなくなります。今、農村部は気力が抜けています。特に中山間なり山間地は、荒らしてはいかぬぐらいの思いでしか、経済的な期待はほとんど抱かないでやっています。そうすれば、鳥獣のたぐいは必ず気迫のひるみが見えて入り込んできます。だから、物で幾ら囲ってみても、やつらはもぐり込んでくる。元禄時代にもあったみたいですが、土蔵に入り込むぐらいのときがあるみたいです。柵を押し倒す。だから、どうも対策の方向が違うのかもしれない。

○速水評価者 地方と中央の関係なのですけれども、私は特定鳥獣保護管理計画などをよく見ていると、ここは残念ながら地方だと保護の部分に結構重きを置かれてしまって、被害者の方が委員会に入れていないところが結構あります。そういうところは、私は電話を掛けて指摘したりするのですけれども、そういう意味では農水省がここに出られたということは大変意義がある。意義がありながら、特定鳥獣保護管理計画の中に被害者の、例えば農家であったり、あるいは山の方であったりというものがきっちり入れる、そこまで配慮しながら、この制度を動かすというつもりにならないと。だから、ある程度地方に影響を与えられる仕組みをつくっておかないと、法律で国と市町村という議論だけですと、そういうところで抜けてしまうような気がします。

○中村進行役 ありがとうございます。それでは、とりまとめを公表してください。

○田嶋衆議院議員 御報告いたします。

予算要求どおりが2名、予算要求の縮減が2名、計上見送りが1名、自治体に任せるが8名という結論でございます。重要な課題であるということは認識しつつも、お示しいただいたソフト、ハードの施策に関しては、国ではないだろうという意見です。そして、国は県をまたがる動物等の移動に関わる情報管理に特化してほしいという意見が出てございました。

全体としての結論としては、自治体へ任せるという結論でございます。

○中村進行役 ありがとうございます。